

育児・介護休業法 + α - 最終回 -

事務所だより

第35号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

就労への負担軽減を行う制度

事業主は原則拒めない

育児・介護休業法では、要介護状態の対象家族を介護している一定の要件を満たした労働者が請求した場合

には、時間外や深夜（午後10時から午前5時まで）に労働させてはいけないと定めています。仕事と介護の両立には、事業主も早出や残業をしなければ遂行できない業務には従事させないよう配慮が必要です。

には、事業主は請求を拒むことができません。

ただし、この“事業の正常な運営を妨げる場合”は、法の趣旨から考えると限定的となります。例えば「人手が足りない」や「業務の都合上」だけでは請求を拒むことはできず、相当程度制約されています。

就労継続への援助（事業主）

労働者が一定の要件を満たした介護サービスを利用する際に必要な費用の全部又は一部を補助する事業主に対して、育児・介護雇用安定等助成金（育児・介護費用助成金）が支給されます。

また、介護休業労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止・回復を図る措置（職場復帰プログラム）を計画的に実施する事業主に対して、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金が支給されます。

これらの助成金は、家族の介護を行う労働者の雇用の継続と円滑な職場復帰を図ることを目的としていますので、活用されることをお勧めします。

就労継続への援助（労働者）

家族を介護するための休業をした場合に一定の要件を満たした雇用保険被保険者に対して、介護休業給付金が支給されます。介護休業時に賃金が無給または相当減額される場合、休業開始時の賃金の4割を補てんする給付金です。

この給付金は、受給者本人で手続きすることができますが、事業主の証明が必要です。

給与計算をアウトソーシングしてみませんか？

給与計算アウトソーシングのメリット

- ・ 本来業務に専念し、他業務の補助として時間が確保できる。
- ・ 従業員に給与の内容が漏れない。もちろん外部への機密保持も万全。
- ・ 社会保険や税の法改正にも即応し、担当者の負担を軽減。
- ・ 知識や経験不足などによる計算ミスや手続きもれなどの心配無し。
- ・ 給与担当者の急な欠勤、退職時にも慌てない。

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

A 給与計算代行のみ

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

B 給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

C 給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、裏面の藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

七〇〜七十四歳の一部負担金が凍結！

七〇〜七十四歳の方の（医療保険）一部負担金を現在の1割負担から二割負担に見直すこととしていましたが、平成十四年度（平成二十四年四月一日）〜平成二十五年三月三十一日）も凍結となりました。

七〇〜七十四歳の方で、一部負担金の割合が「二割（ただし、平成二十四年三月三十一日まで一割）」と記載された高齢受給者証を持っている方には、現在加入中の保険者から新しい高齢受給者証が発行されています（注）。

一部負担金の割合の欄が「二割（ただし、平成二十五年三月三十一日まで一割）」と記載されているか確認してください。（注）現役並み所得者（一部負担金の割合が「三割」と記載されている方）や後期高齢者医療の対象となる一定の障害認定を受けた方は対象外。

内職従事者の労務管理

内職をする人も労働者？

いわゆる“内職”とは、家庭の主婦などが家計の助けに主として自宅でする賃仕事、というイメージがありますが、内職仕事に従事する人たちは「労働者」として法律で守られているのでしょうか。

「家内労働法」とは

「家内労働法」は、家内労働に従事する人たちの労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として制定されました。この法律には、家内労働者との間のトラブルの発生や仕事による災害を防止するために、委託者や家内労働者双方が遵守すべき事項が定められています。

Q 私は61歳で、現在も厚生年金保険に加入しています。扶養している配偶者が、今年1月20日の誕生日で60歳になりました。年金は扶養から外れ、配偶者は年金保険料を納付しなくても良いと聞きました。しかし、私の給与から天引きされている年金保険料は減っていません。なぜですか。

年金保険料が減らない?!

A 昭和61年4月に現在の年金制度となり、国民年金への加入者を第1号被保険者、厚生年金保険や共済組合への加入者を第2号被保険者としました。

第1号被保険者は毎年度決定する定額の年金保険料を、第2号被保険者は給与や賞与の額に応じて決定する年金保険料を、それぞれ直接または給与より天引きして納付しています。

つまり、第2号被保険者は被扶養配偶者がいるとないとにかかわらず、自身の給与や賞与の額で計算された年金保険料を納付しているのです。

したがって、質問者の給与から天引きされている年金保険料は、配偶者が第3号被保険者でなくなったとしても減額されません。

なお、第3号被保険者が受給する年金財源として、厚生年金保険や共済組合から「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出したものを充当しています。

家内労働手帳は必須

委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付しなければなりません。

これは、仕事内容や報酬等

の委託の条件を委託や物品の受領または工賃支払のつと明確にしておくことで、後の無用なトラブルが生じないようにするためです。口約束も契約の一つの手段ですが、客観的に判断できるようにこの趣旨から義務付けています。

なお、家内労働手帳は厚生労働省のホームページ内に定型の様式が掲載されていますので、ぜひ活用してください。

工賃は全額・現金払い

工賃は、通貨で、全額を、家内労働者から製成品を受け取ってから一か月以内に支払わなければなりません。ただし、

家内労働者の同意がある場合には、金融機関への振り込みによる支払いができます。また、毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から一か月以内に支払うこととなります。

内職による災害を防ぐために

家内労働者は、自由に就業することが出来ます。そのため、工賃を得るために長時間就業することが少なからずあり、健康を害する原因になっています。

そのため、委託者は、家内労働者が長時間就業をしなればならないような委託をしないように、家内労働者は、そのような委託を受けないように、それぞれが積極的に災害防止に取り組まなければなりません。

四月の労務手続
「提出先・納付先」

- 一〇日 ○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
- 「公共職業安定所」
- 労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有

- 期事業を開始している場合)
- 「労働基準監督署」
- 三〇日(五月一日期限)
- 預金管理状況報告の提出
- 「労働基準監督署」
- 労働者死傷病報告の提出(休業四日未満、一月～三月分)
- 「労働基準監督署」
- 健保・厚生保険料の納付
- 「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
- 「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
- 「公共職業安定所」

編集後記

先日、プリンターにペーパーの種を蒔きました。来月下旬には収穫できるかも、と楽しみにしています。ただ、一つ気かりなのは気温で、桜の開花も遅れがちだが・・・。(きん)

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408
TEL・FAX 075-571-8611
e-mail
k-fujiita@k-fujiita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com